

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学校教育法）

関連規定等	学校教育法	遵守状況	備考
短期大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第108条(短期大学)		
	○第88条（相当期間の修業年限への通算）		
	○第92条(学長、教授等必要な職員)		
	○第93条(教授会の設置)		
	○第104条(学位の授与)		
短期大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○第92条(学長、教授等必要な職員) [再掲]		
	○第114条(事務職員)		
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第109条(自己点検・評価)		
	○第113条(教育研究活動の公表)		
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第88条（相当期間の修業年限への通算） [再掲]		
	○第104条(学位の授与)[再掲]		
	○第105条(履修証明書の交付)		

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学校教育法施行規則）

関連規定等	学校教育法施行規則	遵守状況	備考
短期大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第143条(教授会の権限)		
	○第146条(修業年限)		
	○第150条(入学資格に関する細目)		
	○第162条(転学等)		
短期大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定			
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第4条(学則記載事項)		
	○第24条(指導要録)		
	○第28条(備えるべき表簿)		
	○第163条(学年の始期、終期)		
	○第165条の2(三つの方針)		
	○第166条(自己点検・評価に関する細目)		
	○第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)		
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第26条(学生に対する懲戒の手続きの決定)		
	○第164条(履修証明書の交付に関する細目)		
	○第173条(卒業証書授与)		

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（短期大学設置基準）

関連規定等	短期大学設置基準	遵守状況	備考
短期大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第3条（学科）		
	○第4条（学生定員）		
	○第33条の4（短期大学等の名称）		
短期大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○第20条（教員組織）		
	○第20条の2（授業科目の担当）		
	○第21～22条（専任教員）		
	○第22条の2～26条（学長、教授、准教授、講師、助教、助手の資格）		
	○第27条（校地）		
	○第27条の2（運動場）		
	○第28条（校舎等）		
	○第30条（校地の面積）、第31条（校舎の面積）		
	○第29条（図書館等の資料及び図書館）		
	○第32条（附属施設）		
	○第33条（機械、器具等）		
	○第33条の2（二以上の校地における施設整備）		
	○第33の3（教育研究環境の整備）		
	○第34条（事務組織）		
	○第35条（厚生補導の組織）		
○第52条（段階的整備）			

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（短期大学設置基準）

関連規定等	短期大学設置基準	遵守状況	備考
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○第2条(教育研究上の目的)		
	○第2条の2(入学者選抜)		
	○第5～7条(教育課程、単位の計算方法)		
	○第8～9条(授業期間)		
	○第10～11条(授業を行う学生数、授業の方法)		
	○第11条の2(成績評価基準等の明示等)		
	○第11条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)		
	○第13条(単位の授与)		
	○第35条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)		
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第35条の3(研修の機会等)		
	○第13条(単位の授与) [再掲]		
	○第13条の2(履修科目の登録の上限)		
	○第14条(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)		
	○第15条(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)		
	○第16条(入学前の既修得単位等の認定)		
	○第16条の2(長期にわたる教育課程の履修)		
	○第17条(科目等履修生等)		
○第18条(卒業の要件)			

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（学位規則）

関連規定等	学位規則	遵守状況	備考
短期大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○第5条の4(短期大学士の学位授与の要件)		
短期大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定			
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定			
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○第5条の4(短期大学士の学位授与の要件) [再掲]		
	○第10条(専攻分野の名称)		
	○第13条(学位規程の制定・報告)		

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（告示）

関連規定等	告示	遵守状況	備考
短期大学の入学資格、修業年限、組織編成等に関する規定	○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件【学校教育法施行規則】等		
短期大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定	○短期大学新設等の場合における教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的整備について定める件【短期大学設置基準】		
教育活動及びこれに関連する活動の規範を定める規定	○高度メディア授業について定める件【短期大学設置基準】		
	○短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件【短期大学設置基準】等		
学生の履修及び卒業要件に関する規定	○短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件【短期大学設置基準】等		

*次ページあり

表3-2

短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況（私立学校法）（私立短期大学の場合のみ）

関連規定等	私立学校法	遵守状況	備考
学校法人の運営に関する規定等	○第35条（役員）		
	○第36条（理事会）		
	○第37条（役員の職務）		
	○第38条（役員の選任）		
	○第39条（役員の兼職禁止）		
	○第40条（役員の補充）		
	○第40条の5（利益相反行為）		
	○第41条～43条（評議員会）		
	○第44条（評議員の選任）		
	○第45条（寄附行為変更の認可等）		
	○第46条（評議員会に対する決算等の報告）		
	○第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）		
	○第48条（会計年度）		

① 「関連規定等」の内容を踏まえ、学校教育法をはじめ、各種法令と短期大学の諸規定と照合し、遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は、「―」で記載すること。

② 遵守の状況が「×」又は「―」の場合及び状況説明等が必要な場合は、「備考」欄にその理由等を記載すること。